

**個人情報等の適正な利活用の在り方に関する実態調査  
報告書**

**令和4年 3月**

**みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社**

## 目 次

匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会 運営報告	2
1. はじめに	3
2. 匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会の運営概要	4
2.1 構成員	4
2.2 検討会開催要項	5
2.3 検討会開催状況	7
2.4 検討会議事録	8
2.4.1 第1回議事録	8
2.4.2 第2回議事録	10
2.4.3 第3回議事録	13
2.4.4 第4回議事録	16
2.4.5 第5回議事録	19
3. ヒアリング調査結果	21
3.1 ヒアリング調査対象者	21
3.2 ヒアリング調査で得られた結果	22
3.2.1 事業者意見	22
3.2.2 法務専門家意見	22

## 匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会 運営報告

## 1. はじめに

令和3年度個人情報保護委員会委託調査『個人情報等の適正な利活用の在り方に関する実態調査』において設置した「匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会」（以下、「検討会」という。）の運営実績、及び仮名加工情報の利活用事例の収集を目的として実施したヒアリング調査の結果について報告する。

## 2. 匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会の運営概要

### 2.1 構成員

検討会構成員は次の通りである。なお、座長・委員の委嘱期間は各構成員の委嘱承認日から令和4年3月31日までとした。

表 1 検討会構成員

	氏名(敬称略)	所属・役職
座長	佐藤 一郎	国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授
委員	菊池 浩明	明治大学 総合数理学部 教授
	小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所 ICT メディアコンサルティング部 グループマネージャー
	佐久間 淳	筑波大学 システム情報系 教授
	高橋 克巳	日本電信電話株式会社 社会情報研究所 主席研究員
	日置 巴美	弁護士法人三浦法律事務所 弁護士
	美馬 正司	株式会社日立コンサルティング ディレクター
	森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 弁護士

オブザーバ：

内閣府 健康・医療戦略推進事務局

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

厚生労働省 大臣官房 厚生科学課

厚生労働省 医薬・生活衛生局

厚生労働省 医政局

経済産業省 商務情報政策局

## 2.2 検討会開催要項

本検討会は以下の開催要項のもとで運営した。

### (1) 趣旨

個人情報保護法においては、個人情報の有用性について、法の目的に「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する」と規定されており、安全性を確保しつつデータの積極的な利活用の推進に寄与するものとして、平成 27 年改正個人情報保護法において匿名加工情報制度が、令和 2 年改正個人情報保護法において仮名加工情報制度が、それぞれ創設された。

個人情報保護委員会としては、個人情報の適正な利活用促進の観点から、これまで匿名加工情報に係る事業者等からの相談対応や、活用事例の公表を含む情報発信等を行ってきた。今後は、匿名加工情報に加えて、新たに創設される仮名加工情報制度が多くの事業者にも活用されるよう、支援していく必要がある。

このような背景を踏まえ、匿名加工情報及び仮名加工情報の具体的な加工方法や活用状況について整理・分析し、事業者による個人情報の適正な利活用の推進の資する情報の提供に関する検討を行うことを目的として、本検討会を設置する。

### (2) 名称

「匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会」と称する。

### (3) 検討内容

次の各項目に関する検討を行う。

- 仮名加工情報利活用想定事例の調査及び加工方法等の検討
- 画像データを含む匿名加工情報・仮名加工情報の加工方法等の検討

### (4) 検討会の運営

- 検討会の構成員は別添（2.1 に記載）のとおりとする。
- 検討会には座長を置く。
- 座長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席することを求め、意見を聞くことができる。
- 前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

#### (5) 検討会の公開等

- 検討会は、その会議を非公開にて行うこととする。
- 検討会において配布した資料は、原則として非公開とする。

#### (6) 検討スケジュール

検討会設置期間：令和3年9月27日～令和4年3月31日

期間中（原則として令和3年12月31日まで）に検討会を6回程度開催する。

#### (7) 運営事務局

検討会に係る運営事務局は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社に置く。

### 2.3 検討会開催状況

検討会の開催状況は次表のとおりである。各回の資料は本報告書巻末に添付する。

表 2 検討会開催状況

	開催日時	方法	おもな議題
第1回	令和3年10月1日(金) 10:00~12:00	Web会議による開催	● 事務局レポート骨子(目次)案について ● ユースケース候補案について
第2回	令和3年10月14日(木) 15:00~17:00	Web会議による開催	● 論点とユースケースの説明
第3回	令和3年10月25日(月) 10:00~12:00	Web会議による開催	● 論点とユースケースの説明
第4回	令和3年11月24日(水) 10:00~12:00	Web会議による開催	● 事務局レポート骨子案について
第5回	令和3年12月21日(火) 17:00~19:00	Web会議による開催	● 事務局レポート案について ● 事務局レポート事例集案について



## 2.4 検討会議事録

開催した検討会各回の議事要旨を示す。なお、各議事要旨において示す個人情報の保護に関する法律の条番号は、令和3年度改正法による改正後の条番号を示す。

### 2.4.1 第1回議事録

#### 匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会

##### 第1回会合 議事要旨

日時：令和3年10月1日（金）10:00～12:00

場所：オンライン

議事要旨：

#### （1）仮名加工情報に関する説明及び事務局レポート骨子（目次）案について

- 仮名加工情報における加工の程度に関して、連絡先情報を識別子として利用する目的で残す場合、どの程度残してよいのかが気になる。
- 匿名加工情報に関する規則第34条第3号（連結する符号の削除または置換）が仮名加工情報にはない。この連結符号を用いると企業内で突合ができるようになるが、これをどのように取り扱うべきかについて企業に迷いがある。今回の事務局レポートにおいてどこまで可能で留意事項が何かを示すことが非常に重要。
- 外部との共用性のあるIDを残しておく、仮名加工情報が外部に漏えいした際に、そのIDにより個人情報に戻ってしまう。多くの場合、共用性のあるIDには連絡先情報が含まれる。仮名加工情報の加工基準（規則第31条）において、共用性のあるIDの削除は求められていない。漏えい時の報告義務がないこと等を踏まえると、安全管理措置としてそれらの情報を削除することが考えられることを事務局レポートにおいて示すことは有益ではないか。
- 同一事業者内で仮IDをもとに複数の個人データを突合する場合の制約条件として、「不適正利用」と「再識別禁止」があると認識している。これらについて、どのような運用が適切なのかの議論をすべき。
- 連結符号を用いた突合における制約が何かと、突合して良いかどうかとを区別して議論する必要がある。
- グループ企業間での共同利用において、異なる事業者同士で有していた個人データを同じグループIDで結合してよいかについて、原則として第三者提供を禁止した仮名加工情報の趣旨を踏まえ、同一事業者内での突合とは別に検討する必要がある。

## (2) ユースケース候補案について

- 最初の議論で用いるユースケースは、画像や位置情報が絡まないシンプルなものが多い。事務局が説明資料で提示しているものを多少リッチにしたものでよい。
- 仮名加工情報としてしかできないユースケースと、匿名加工情報として利用すべきユースケースを概念毎に1例ずつあるとわかりやすいのではないか。
- 事務局レポートですべての業種を網羅することはできず、業界によってはこのレポートをベースにさらに業界毎の加工基準を作るのが適切なのではないか。
- ヘルスケア分野は、医学系倫理指針等との整合等を検討する必要があるのではないか。
- 医療系のユースケースに関して現在医学系倫理指針等の改定作業中であるため、改訂と並行して検討することはやりにくい。

## 2.4.2 第2回議事録

### 匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会 第2回会合 議事要旨

日時： 令和3年10月14日（月）15:00～17:00

場所： オンライン

議事要旨：

#### （1）識別行為の禁止（法第41条第7項）について

- ① 作成した仮名加工情報を突合することが識別行為の禁止に抵触することを避けるために、あらかじめ削除しておくべき情報項目はあるか

#### <識別にあたりうる状態について>

- 仮名加工情報同士を突合しデータ量が増えても特定の個人を識別するようなデータセットとならないよう、少なくとも作成した各仮名加工情報について、単体では特定の個人が識別できない情報としておく必要があるのではないか。
- 複数の仮名加工情報を突合した結果、氏名以外の基本4情報（特に住所や生年月日）が完全に元に戻るケースがあり得る。当該情報プラスアルファのレコードがあると、特定の個人を識別している状態となりうる。
- 仮名加工情報は、匿名加工情報と異なり原則として個人情報であるから、突合によりデータ量が増えることが直ちに識別行為の禁止に抵触するわけではない。また、匿名加工情報において行った、基本4情報のデータ量を増加させる突合は避けるべきであるとの議論が仮名加工情報に直ちに該当するわけではない。

#### <識別行為の禁止への抵触を避けるための対応>

- 仮名加工情報を突合して識別性が高まることのみを問題にするのではなく、安全管理措置を適切に講ずることと合わせて、識別行為を行わないことを担保する方法を考えるべき。
- 1号加工基準が明確でなければ、どこまでの情報量の増加であれば許容されるか議論はできないが、事務局レポートとしては、仮名加工情報を社内で突合する際の加工方法の例を示し、加工時には必ずそのレベルまで加工しなければならないとする。そうすると突合する際も当該レベル以上に情報が増えることはない、とすることは可能。

#### <その他>

- 複数のシステムを使って仮名加工データを作る際に付される、システム固有IDは削除する

ことを推奨すべき。

- ② 仮名加工情報に加工前に個人情報として突合することは個人情報の目的外利用となるか。仮名加工情報を作成するために突合した個人情報はどのように扱われるべきか
- 個人情報の状態で突合を行うと、仮名加工情報の識別行為の禁止に抵触しないというメリットはある。
  - 他方、多くの事業者では、個人情報の利用目的の制限は、データベースの結合禁止と同義に受け止められている。事務局レポートに、個人情報として結合してから仮名加工すればよいと記載してしまうと、個人情報を制限なく名寄せをすることができるという点ばかりが先走りし、目的外利用のリスクを高める恐れもある。
  - 一事業者内で統計情報を作るとき、統計情報を作成することを利用目的として特定する必要はないため、統計情報を作成するためであれば、予め個人情報を突合することも法令違反には当たらないことも考慮する必要がある。
  - 仮名加工情報を作成するために個人情報を突合することはできる方向にして、むしろ安全管理措置としてデータベースの安全な管理方法を示す方がよい。

## (2) 本人への連絡等の禁止（法第41条第8項）について

### <加工対象の定義/事務局レポートでの記載方法>

- 分析のために不要であるならば削除することが必要と示してよい。
- 「分析のために不要であるとき」という点は、事業者で裁量できないよう、もっと断定的に決めた方がよい。
- 項目を限定列挙することは難しく「〇〇性のある情報が加工対象」と示すべき。

### <具体的な加工対象・方法>

- 加工対象となる項目は、本人到達性の観点から検討すべき。
- 住所は分析に利用する可能性が高いが、携帯電話番号やメールアドレス、SNSなどは分析のしようがないので、基本的に削除するのが望ましい。
- 広告IDなどを連結符号として用いる際は置き換えを必須とする。

## (3) 安全管理措置（法第23条）について

- ① 仮名加工情報に加工してから突合した場合に情報量が増加し、特定の個人を識別することができる状態を避けるために、あらかじめ事業者内の複数部署間で加工方法に一定のルールを定め、それに従って加工することが考えられるか。その場合のルールはどのようなも

のか

- 事業者で統一した加工基準にすることは一つのソリューション。
- 最終的に結合した後で再加工することも考えられる。

② 漏えい等報告が義務付けられていないことから削除しておくことが望ましい情報項目はあるか。住所、電話番号、メールアドレス、業種横断ポイントカード ID はどうか

- 共用性のある情報（携帯電話番号、メールアドレス、広告 ID、事業者横断 ID 等）を削除対象とすることが考えられる。

③ 予め分析に用いる情報項目を定め必要最低限の項目だけを残して加工することを望ましいとすべきか

<必要最低限の項目だけを残して加工することを求めるか>

- 漏えい等報告義務がないため外部に漏えいしたときに元の個人情報に戻る可能性がある情報が加工されないことは問題。共用性のある情報は削除が必要。
- 必要最低限の項目だけを残すという考え方は、安全管理措置をデータ自身の安全性に絞りすぎているのではないか。仮名加工情報の加工はシンプルにして、システム基盤へのアクセス制御や暗号化等も組み合わせて安全性を確保する考え方もあるのではないか。
- 事業者によっては、アクセス制御や暗号化による安全管理措置を取れない者もいるため、加工のみによる安全管理措置の方法も示した方がよいのではないか。
- 定性的な表現は「予め分析に用いる情報項目を定め必要最低限の項目だけを残して加工する」が妥当ではないか。
- ガイドラインや Q&A でも漏えい等報告が不要となる高度な暗号化の具体的な方法を示しているわけではないため、削除しておいた方が望ましい項目についての説明もしておくべき。

<仮名加工情報の管理>

- 実務上、個人情報を管理する際、ID や個人を識別する情報は仮 ID 化した上で個人情報として Private DMP や Customer Data Platform に投入しているが、作成元の個人情報と仮名加工情報を、別のものとして管理しなければならないとすると二重管理が必要になる。また、仮名加工情報にするためには必要最低限の項目以外は削除しなければならないのであれば、丸ごと仮名加工情報となるようなデータベースを作成し、目的に応じて情報を結合したり外したりすることができなくなる。
- 仮名加工情報制度を利用するなら、多少の手間は克服すべきであるし、必要でない項目も残したデータベースを作成することは、かえって事業者のリスクにもなる。

## 2.4.3 第3回議事録

匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会

第3回会合 議事要旨

日時：令和3年10月25日（月）10:00～12:00

場所：オンライン

議事要旨：

### （1）不適正利用の禁止（法第19条）について

- 不適正利用の禁止は、現在のガイドラインにあるようなレベル感で止められるものは相当に限定されるのではないか。
- 善し悪しの議論は利用目的とセットでなければ議論しにくい。

### （2）横断的事項について

- データベース上のデータ A, B を仮名加工して A から B を推測するように学習させた AI を作ると、A と B を結合するのと同じ状態が起こり得る。統計の当て方によっても同様であり、リスクであると考える。
- 統計といっても複数のポピュレーションを扱った統計と、一人のデータに対する統計とでは性質が全く異なる。前者は仮名加工情報として望ましい使い方であるが、後者のように一人についてのデータを絞り尽くそうという方向の使い方は適切ではない。
- 仮名加工情報は消去の義務から解放され長期に保存できることが重要なメリットとされている。何年以内といったシンプルな議論にはならないことを押さえておきたい。位置情報であれば期間が重要。安全管理措置と識別行為を分離しにくい、もし保存期間を一律に安全管理として規律するのであれば、情報の種別によっても配慮がいるのではないか。

### （3）仮名加工情報の共同利用について

#### ① 仮名加工情報を共同利用し、提供先でレコードを行方向に増やして活用する場合

- 行方向のレコードの増加において、個人を識別する場合としない場合に分けて検討すべき。
- 行方向で重複するデータから個人を同定できるリスクがあることを前提とすべきだが、それを含めると何でも危ないということになるので、まず列方向のリスクを議論したほうがよい。
- 行方向で繋げても同じ ID が振られるのであれば、解析の仕方によっては行方向に並べたデータを列方向に分析できることもあり得る。列方向でなければ OK とするのは誤謬を招くのではないか。行・列で整理することで抜け道を作ることにならないか気になる。

## ② 仮名加工情報を共同利用し、提供先でレコードを列方向に増やして活用する場合

- AI に関しては、PPDM (Privacy Preserving Data Mining) における Horizontal と Vertical と同様、行・列のいずれの結合も有用と思われるが、列方向の結合には色々な問題があると考えている。
- 縦と横はシンプリファイされたシチュエーションを議論しているだけで、実際のグラフのネットワークのデータは縦でも横でもなく、もっと複雑な構造をしている。したがってデータの構造で何かを整理していくと、当てはまらないケースが色々出てきて困る人が多くなると思うので、やはり目的から議論したほうがよい。
- 行方向なのか列方向なのかが時々混乱しているように思える。ID を用いて一人を識別して増やすのか増やさないのかという議論に収斂させるほうが大きな区分ができるのではないか。

## ③ 個人データを共同利用し、提供先で個人データの状態で突合した上で、全体として仮名加工する場合

- 共同利用を通じて非常に巨大な仮名加工情報ができることで、悉皆性が極めて高いものとなるかどうかリスクに関する論点となる。悉皆性に関しては国全体でなくても、例えばある地域内において、ある母集団のおおかたが含まれていれば悉皆性が高いことになる。
- 同業他社が同じデータを持ち寄って、いわばナショナル統計を作るようなケースは、同じ項目のみを持ち寄る限り問題ないを考える。ただし例えば預金残高の平均を調べるケースにおいて1人で10口座を持っていることが明らかになることには懸念が示されるかもしれない。
- データを大きくすることへのニーズがあり、法律上の規律に抵触しない限りは利用を禁止することはできないので、データの大きさに応じた安全管理措置が求められることと、悉皆性に注意すべきことの2点を示せばよいのではないか。
- 仮名加工情報における組み替えのリスクは、個人データの共同利用では利用目的を提示しているのであまり起きないと思われ、仮名加工情報特有の問題ではないか。
- 一旦共同利用で取得した情報は、もう一度共同利用に提供してはならないというのがシンプルでよい。どうしても法律で縛らなければならないのであれば、横結合と同様にツーホップも適正利用義務違反だと言い切るのがよい。

## ④ 横断的事項

- 一号加工したデータが戻ってしまうことは識別行為として禁止すべき。
- あからさまな住所ではないが、位置情報等住所がわかるデータを仮名加工情報から得ることが適切でないのであれば、仮名加工情報のデータハンドリングにおいてどこから不適切とな

るのかをレポートで理解できるようにしたい。「これ以上入れてはいけない」という留意点として1つの防御ポイントを設けることが必要ではないか。

- 法人を跨いだ形での結合を不適正利用として禁止することは可能ではないか。
- 共同利用を許容する幅が個人データよりも広くなると、複数の取得の来歴がある情報を突合しやすくなることで識別リスクが高まる。目的変更が自由になったことでアライアンスを組み替えて無限に突合するような加工業を許容するのか、法令上は止められないがレポートではリスクとの棲み分けに関する内容を加味すべき。
- 例えば事業者 A と事業者 B が共同利用していて B は A の子会社とする。A がデータを収集し、B が仮名加工すると公表しても個人データを収集するのは A なので、収集された本人が B に辿り着けないケースはあり得て、個人に対して不親切な構図にならないか気になる。共同利用する場合は、仮名加工情報をどこで作ったとしても、共同利用の枠組み全体でそれを共有し、取得元で必ず仮名加工情報を作ったことを公表することを求めるべきではないか。
- 結合する方法はいくらでもあるので、それが個人に戻って来ないとはいえ、自分のある行動に関して複数の法人に提供した履歴が結合されるというのは想像を超える事態であり、現時点で直ちに許すのはいかかと思う。仮に許すのであれば個人情報の扱いが変わってくる点について本質的な説明が必要。
- 横結合はとりあえず、現在の段階では不適正利用の恐れありとしておくほうがよい。もちろんこれは言い過ぎであるが、プライバシーの研究者はデータベースによるプライバシー侵害を問題視しており、データベースが大きくなると権利侵害による社会全体への影響も大きくなることを強調している。
- 責任者に共同利用先における利用についての管理を求めることが重要。共同利用の際には責任を有する事業者が事後的にでもよいので利用目的を公表することを考えるべき。



## 2.4.4 第4回議事録

### 匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会

#### 第4回会合 議事要旨

日時： 令和3年11月24日（水）10:00～12:00

場所： オンライン

議事要旨：

#### （1）不適正利用の禁止（法第19条）について

- 仮名加工情報は利用目的の変更ができるというメリットがあるところ、単体のデータセットが個人情報に該当するような状態としないことにブリッジを掛けるような利用において最もリスクがあるのではないかと。ただし、このような利用を不適正利用として記載するには細か過ぎるかもしれない。
- 仮名加工情報同士を組み合わせることで、特定の個人が識別されることになり得ることを知りながら、仮名加工情報を突合することを挙げてはどうか。
- 法第19条の規定のどの要件に何が合致するのかが明確になる形で書くほうがよい。法の趣旨の問題か、具体的に個人情報保護法上の違反が想起されるのか、どこまで何をしてよいのか、何が問題になるのかについて、法律の不適正利用の禁止に関する規定との関係がわからないと行為規範が明確にならず企業側が躊躇してしまい、活用に結びつかない。
- 仮名加工情報自体の利用が不適切なケースとして、何か統計を計算したり、AIを学習させたときに、AI自体に倫理的な問題があるようなケースが考えられるのではないかと。
- 仮名加工情報というのは、内部の分析を目的として利用できるものであるから、そのときの目的が邪では不適正利用に当たるとするのは仮名加工情報に特化したよい事例だと思う。
- 目的外利用に関する学術研究例外（法第18条第3項）では、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれ」がある場合は除くと定められているが、仮名加工情報の利用目的の変更の場合、そのような規定がない。
- 規制という観点ではなく、このような議論をしているという意見表示のレベルで事務局レポートを書いてはどうか。

#### （2）安全管理措置について

- 一意性の記述はおそらく仮名加工情報では求められない部分と思う。仮名IDの作り方についても、匿名加工情報ほどきつくはないが、仮名加工情報ならではの配慮はある。したがって、仮IDに関しても安全管理措置のひとつとして加えてはどうか。

- まずは「漏えいした場合に不当な横結合で大きくなるよう、共用性のある ID を必ず削除しましょう」といった仮名加工情報の特性をもとに、このような安全管理措置を講じるべきと言いたいのだと思う。仮名加工情報の特徴に応じた留意事項を記載すべきであり、それに重ねて組織的安全管理措置や技術的安全管理措置について記載する必要はないのではないか。
- リスクベースの議論はインセンティブ設計が重要。消費者との関係においては透明性の確保などになってくる。ビッグデータになるほどリスクが高くなるので、それを防ぐにはビッグデータにしないことが有効である。事業者としてどのくらい大きなデータベースになっているかを把握し、組織内でフィードバックするなどを通じて消費者とのコミュニケーションを成立させるといったインセンティブ設計が必要。
- 仮名加工情報の安全管理措置で重要になってくるのは、他の情報と区別できるかではないか。一度個人情報として取得したものに加工をして仮名加工情報として取り扱うことになるため、当該仮名加工情報について識別行為の禁止義務に抵触することを避けるよう、全体のプロセスの中で考えていく必要がある。
- 長期間保存する場合、仮名データで保存してもよいのであればそのほうがよい。これはかなり重要なことで、当初の利用目的の範囲内であれば、元のデータから単純に仮名加工したものを長期保存に用いるのは適切なことである。第 1 世代の単純な仮名化は長期的な安全管理に資すると認識した上で、当該当初の利用目的以外に仮名加工情報を使ったり、データを太らせるために仮名加工情報を使ったりすること推奨しないという 2 段階になるのではないか。
- 仮名加工情報を長期保存の目的で利用することは制度的にはできてしまうと思うが、それを積極的に認めるのか、それはよくないとするのか、その段階で見解が異なってくる。
- 仮名加工情報に含まれる情報の項目が多いほど再識別リスクが高まるので、あらかじめ分析に用いる情報項目を必要最低限に残して加工することが望ましいと書かれている。仮名加工情報に含まれる情報項目が多くなるとリスクが高まることと、目的を達成するために必要な最低限の項目を残して仮名加工情報を作成することが書かれているのでこれでよい。
- 仮名加工情報を長期保存することは認められているが、使うつもりのない項目を残しておくとも再識別のリスクにつながるのでは適切ではないという書き方をしてもよいのではないか。
- どの程度強めに書くべきか悩ましい。仮名加工情報を漏えいしたときの民事上の取扱いはどうなるのか。どこかで識別される可能性があるのでは仮名加工情報の安全管理措置義務という温度感でよいのか、社会的責任、倫理的な問題なのか、どのトーンで書くのかを考えるべき。
- 仮名加工情報が漏洩して転々流通することで生じる再識別の問題なのか、社内ですべて保存することでリスクが大きくなるのか。漏えいしたのから直ちに損害が生ずるわけでもない。
- 漏えいしたときに再識別のリスクがあり、翻って安全管理の内容としてここまで書くと言っただけでよいのか。それは漏えいする項目によって変わって来ると思うので、そこで初めて仮名加

工情報の安全管理措置として情報項目を削るほうが望ましいという書きぶりになるのではない。

- データの項目が多いと損害が大きいということは一般論として言えると思う。

### (3) その他

- 「作成元の個人データの 1 人にしか該当しないような情報は…仮名加工情報のままであることから、識別禁止・連絡禁止義務の対象となる」とは、広告が本人にしか配信されないものであれば不可と理解すればよいのか。機械学習等を用いて、ある程度その人の属性がフィットするような広告を出す場合、そのような意図がなかったとしても簡単に個別化してしまうので、こう書いてしまうとそのような広告、例えばアイテムの推薦のような内容は 2～3 回連絡することで簡単に個別化してしまう。
- 仮名加工情報から作成した統計情報が特定の個人にしか該当しない場合、当該“統計情報”を用いて広告を配信することは識別禁止・連絡禁止義務に抵触する。

## 2.4.5 第5回議事録

### 匿名加工情報・仮名加工情報利活用検討会

#### 第5回会合 議事要旨

日時： 令和3年12月21日（火）17:00～19:00

場所： オンライン

議事要旨：

#### （1）識別行為の禁止について

- 個人データのデータベース A, B があり、両者の仮名加工情報を突合して AI に学習させた場合、AI がパターンを丸ごと覚えてしまうと、A から B を復元できるような状況が生じ、識別行為の禁止に抵触する状態になり得るのではないか。
- 仮名加工情報、匿名加工情報に関して何号で消すのかがわかりにくい。措置を講じる場合は何号によるのかを整理すべき。

#### （2）共同利用について

- 共同利用に関して、グループ企業内での共同利用で巨大なデータベースを作ると漏えいリスクが高まり、仮名加工情報の作成のもととなる個人情報に復元されないという保証もない。
- 共同利用それ自体の善し悪しを示すことは難しい。
- 共同利用により巨大な連結されたデータベースができること自体は避けがたいが、不適正利用のケースを示すことで対応するのがよい。

#### （3）事務局レポート事例編案について

- まず事例として最もシンプルなもの表現すべきではないか。データの最小限の利用は好ましいが、仮名加工情報はあまり加工しなくてよいことが利点であり、そこからハードルを上げてしまってよいのか、制度活用の観点で気になる。最初の例としては、名前と住所のみを削除ないし丸めたようなもので出して、その代わりに安全管理については個人情報と同じような気持ちで取り組むべき旨を書くべきではないか。それに加えて、データを最小化することで多少カジュアルになることや、逆に突合して情報が増える場合は、安全管理に本気で取り組まなければならないということを示すべきではないか。そのようなことを提案したい。
- 仮名加工情報の用途は、「目的外利用」ではなく、「利用目的変更」とすべき。
- 仮名加工情報でできることと事例との乖離が大きな印象を受ける。
- 事例における仮 ID の作成で用いる秘密の文字列には、十分大きな桁数の文字列を用いる必

要があることを示すべき。

### 3. ヒアリング調査結果

#### 3.1 ヒアリング調査対象者

本調査において、仮名加工情報の利活用方針に関する事例の収集を目的として実施したヒアリング調査の対象事業者は次表の通りである。同表に示す以外の事業者への打診も行ったが、調査時点において未検討等の理由により協力を得るに至らなかった。そのため、補足的なヒアリング調査として、個人情報保護関連の法務を専門とする弁護士に、仮名加工情報に関してどのようなユースケースが考えられるかについての調査を実施した。

表 3 ヒアリング調査対象事業者

1	個人情報を扱う事業者	運輸業（交通事業者）
2		サービス業（人材サービス）
3		サービス業（警備業）
4	個人情報保護関連の法務専門家	弁護士
5		弁護士

## 3.2 ヒアリング調査で得られた結果

### 3.2.1 事業者意見

仮名加工情報の利活用方針に関する事業者のコメントは次の通りである。当然ながら、法律施行前につき仮名加工情報として取り扱っているケースは存在しない。

#### (1) 仮名加工情報の利用方針について

- 現状では具体的なことは考えていない。
- 仮名加工情報の利用方法は未定である。現状では個人の特定につながる可能性のある情報については、本人同意を前提としている。

#### (2) 仮名加工情報を利用する利点について

- 仮名加工情報として扱えるようになると、データ分析をしやすくなることは間違いない。
- 社内利用において個人のキーとなる ID を使えるようになれば、マーケティング目的の分析データとして便利と思う。

#### (3) 仮名加工情報の利用にあたっての懸念点について

- データの利活用促進の観点から仮名加工情報の制度を設けるのは理解できるが、GDPR の扱いと矛盾するのではないか。GDPR では他のデータと結びつけることによって、例え無理矢理な方法でも論理的に結びつけることで個人が特定できるものはすべて対象となるが、改正個人情報保護法では他のデータと現実的な方法で結びつけることによって個人を特定できる情報が対象になる。
- GDPR は漏洩時の当局への報告が必要かつ個人からの開示請求に答える義務があるのに対し、仮名加工情報は報告義務なし、開示義務なしとなる。保持していた仮名加工情報がインシデントで漏えいした場合、GDPR に基づいて報告する一方、日本国内では報告なしでよいのか。

### 3.2.2 法務専門家意見

ヒアリングを通じて以下の意見が示された。

#### (1) 企業における仮名加工情報の利活用への関心と用途について

- 現在のところ、企業からの相談は全くない。匿名加工情報の時の方が盛り上がっていた。
- 同一組織内の複数の事業や部署で個々の目的を示して取得したデータを組合せて利用する際、個人で突合してよいのかどうか分からない。私自身は突合してよいと考えている。
- 外れ値の丸めやノイズ混入などの匿名加工の手間が不要であることをわかりやすく伝える必要がある。比較表などを記載するのがよい。
- 企業よりも、大学や病院が期待している印象がある。医療分野はインフォームドコンセント

の縛りが厳しいので、仮名加工するメリットが大きい。1法人で多くの病院を保有している組織で、病院を超えたデータの組合せを行いたいのではないか。ただし、個人情報の問題だけでなく、倫理指針もクリアする必要がある。

- 人事情報、採用情報などは、異なる目的での同意をとりにくいので、仮名加工の用途としては考えられるのではないか。
- 委託先にデータを渡す際に仮名加工しても支障が無い用途であれば、漏えいのリスクや委託先の監督義務が軽減される利点がある。

## (2) 仮名加工情報の利用可能性に関するコメント

- バイオマーカーへの利用に関しては、治験参加者本人への還元が不可であることを明示する必要があるのではないか。
- 業務改善への利用は個人に提示した目的の範疇に含まれる場合が多そうである。
- IoT で見守り目的としていたものを他の目的で使うというのはユースケースとしてあり得る。ただし医療に比べると事業収入に結びつきにくいので盛り上がらない。
- 海外事業者による利用については、仮名加工情報での利用条件は日本のほうが厳しいので、仮名加工情報制度ができたことが日本で事業を行う動機になるかどうかはわからない。